

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 7 年 2 月 4 日

全国健康保険協会秋田支部

支部長 加藤 尊

1 企画競争に付する事項

令和 7 年度 健診結果に基づいた未治療者に対する受診勧奨業務委託
(文書勧奨・電話勧奨)

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO／IEC 27001、JIS Q 27001 のいずれかの認証を取得している者であること。また、前年度以前に同様業務の実施実績があること。

3 契約候補者の選定

「企画競争説明書」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書及び仕様書等を交付する日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7 年 2 月 19 日（水）まで（土、日、祝日を除く）

電話または来所により受付する。

- (2) 場 所 ☎ 010-8507

秋田市旭北錦町 5-50 シティビル秋田 2 階

全国健康保険協会秋田支部 保健グループ 梅津、津田、高橋

T E L : 018-883-1893 F A X : 018-883-1451

5 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

企画競争説明書のとおり。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年2月28日（金）17時までに必着
- (2) 提出先 4(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参による提出もしくは郵送によるものとする。郵送の場合は追跡可能な方法によるものとし期限を厳守すること。

7 評価の実施

- (1) 全国健康保険協会秋田支部で、提出された企画提案書等について、評価項目等に基づき採点・審査のうえ、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画提案書等を提出した一者を選考し、契約候補者とする。
- (2) 選考は書面によるものとするが、必要に応じて、企画提案書の内容を説明するためのプレゼンテーション等を実施する場合がある。
- (3) 選考について一連の内容や過程、申し込み状況等は公表しない。
- (4) 選考結果に対する異議等は一切受け付けない。

8 評価結果の通知

企画提案書を提出したすべての事業者に対し、令和7年3月11日（火）までに文書により、評価結果通知を発送する。

9 契約の締結

契約候補者として通知された者からの企画書（提案書）に基づき仕様書を確定する。そのうえで契約候補者は再度、見積書を提出し、契約条件を満たすと認めた場合に契約を締結する。

10 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

11 その他

- (1) 詳細は、「企画競争説明書」及び「仕様書」による。
- (2) 契約の締結は全国健康保険協会の令和7年度予算が認可されることを前提として、令和7年4月1日付（予定）で契約書を取り交わすものとする。
- (3) 企画提案提出に要するすべての費用は企画競争参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等の応募書類は返却しない。